

小樽市子育て世帯応援クーポン券取扱店募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し物価等が高騰していることから、市内の子育て世帯の家計負担を軽減するとともに、市内でのみ使用可能なクーポン券を配布することで市内での消費を喚起し、市内経済の活性化を図ることを目的として、小樽市及び市内の経済団体の連携により、子育て世帯応援クーポン券事業を実施します。

2 クーポン券の概要

- (1) 名称 子育て世帯応援クーポン券（略称：子育て応援クーポン）
- (2) 発行者 小樽市
- (3) 使用可能店舗 市内に事業所又は店舗を有する事業者のうち、この要項の定めにより登録を完了した市内の店舗・事業所（以下「取扱店」という。）
※ 取扱店のうち、法人にあっては本社・本店の所在地の登記が市内にある法人、個人事業主にあっては市内に住所を有する者が市内で経営する店舗を「地域応援券取扱店」といいます。
また、地域応援券取扱店以外の店舗を「市内共通券取扱店」といいます。
- (4) クーポン券の種類
 - ① 地域応援券 地域応援券取扱店で使用することができるクーポン券
 - ② 市内共通券 全ての取扱店（地域応援券取扱店及び市内共通券取扱店）で使用することができるクーポン券
- (5) 使用可能額 1冊 12,000円分のクーポン券（1,000円 12枚綴り）を対象者1人につき1冊配布
※なお、クーポン券1冊当たりの構成は、地域応援券6枚及び市内共通券6枚となります。
- (6) 配布予定冊数 12,000冊
- (7) 使用期間 令和5年8月1日～令和5年11月30日
なお、使用期間を経過した後は、クーポン券は使用できませんので受け取ることをのらないようお願いします。

(8) クーポン券の払戻し 使用期間中又は使用期間後を問わず、払戻しは行いません。

(9) その他 クーポン券は、転売することができません。また、使用に際して生じる釣銭のお返しはできません。

地域応援券取扱店では、全てのクーポン券 12 枚（地域応援券及び市内共通券）を使用することができます。ただし、市内共通券取扱店では、市内共通券 6 枚しか使用することができませんので、誤って、地域応援券を受け取ることをしないよう注意をお願いします。

3 取扱店参加資格

小樽市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、市内の店舗等に限りクーポン券を使用可能とすることができる者。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する設備等を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業又は性風俗関連特殊営業を行っている者
- ② 特定の宗教団体又は政治団体の活動に関わる事業を行っている者
- ③ 業務の内容が公序良俗に反する事業を行っている者
- ④ 小樽市から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条に規定する公訴を提起されている者等
- ⑥ 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年小樽市条例第 19 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者である者

4 取扱店登録の申込方法

(1) 申込方法

取扱店に登録される方は、この「取扱店募集要項」に同意の上、別添「子育て応援クーポン取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、おたる商品券・

クーポン券事務処理センター（以下「事務処理センター」という。）に対し、下記のいずれかの方法で申請してください。

・郵送（宛先）

〒047-8790

小樽市稲穂2丁目2番1号 小樽経済センタービルB1F

おたる商品券・クーポン券事務処理センター

（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）

・ファクス

0134-24-1553

・持参

小樽市稲穂2丁目2番1号 小樽経済センタービルB1F

おたる商品券・クーポン券事務処理センター

（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）

※「子育て応援クーポン取扱店登録申請書兼誓約書」は、市ホームページ及び子育て世帯応援クーポン券事業専用ホームページ（<https://otaru-kosodate.com>）からも印刷できます。

なお、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、市内すべての店舗で使用可能となるよう御協力をお願いします。

（2）申込期間

令和5年7月1日（予定）から令和5年11月30日まで

（3）取扱店の登録

申込みのあった店舗については、登録資格を審査の上、取扱店として登録するとともに、取扱店登録証を交付します。

結果については、郵送にて通知いたします。ただし、申込みの内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消すことがあります。

（4）その他

店頭に掲示していただく取扱店表示ポスター及びステッカー、取扱店登録証、売上集計票等は、取扱店登録完了後に配布します。なお、子育て世帯応援クーポン券取扱店一覧を市ホームページ及び子育て世帯応援クーポン券事業専用ホームページ（<https://otaru-kosodate.com>）に掲載します。

5 取扱店の厳守事項

- (1) クーポン券は商品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) クーポン券と現金の交換は禁止します。
- (3) クーポン券額面以下の使用の場合であってもお釣りは出さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗で独自にクーポン券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 使用期限を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (7) クーポン券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

※ クーポン券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

6 クーポン券の使用対象にならないもの

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (2) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないものへの支払い
- (3) たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売を禁止）
- (4) 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、印紙等換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及び設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業に対する支払い
- (6) 国税、地方税又は使用料等の公租公課の納付
- (7) 自治体の債権への支払い（小樽市指定ごみ袋及びごみ処理券、水道料金や公立病院受診時の自己負担等）
- (8) 前各号に定めるもののほか、小樽市が不相当と認めるもの

7 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を使用者が分かりやすい場所に提示してください。
- (2) クーポン券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。
- (3) 使用者が使用するクーポン券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止加工がない、券番号がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受取りを拒否するとともに、事務処理センターに報告してください。
- (4) クーポン券を受け取った時は、再流出を防止するためクーポン券裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、既に記載があるものは、受取りを拒否してください。
- (5) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。

8 取扱店の取消し等

「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定を取消し、損害金が発生した際は当該金額の請求をする場合があります。

9 換金申請等について

換金申請手続は、以下の通りとなります。なお、換金申請手続を行う方は、経営者・店長等でなくても構いませんが、事務処理センターからの問い合わせに対応できる方としてください。

問い合わせに対応できない場合、その日の換金申請を受け付けることができない場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 換金申請期間及び日時等

- ① 換金申請期間：令和5年8月1日～令和5年12月19日
(土・日曜日、祝日を除く)

- ② 申請可能時間：9：00～17：00

※換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、くれぐれもご注意ください。

(2) 換金申請手続について

【持参により換金申請手続を行う場合】

以下のものを事務処理センターにお持ちください。

- ① 使用済みのクーポン券（裏面に住所・事業所名を記載し、地域応援券・市内共通券ごとの枚数を確認）
- ② 売上集計票
- ③ クーポン券提出用の専用封筒（クーポン券郵送用の封筒）

※ 使用済みのクーポン券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。

※ クーポン券は、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計してください。

【郵送により換金申請手続を行う場合】

以下のものを「クーポン券提出用専用封筒」に同封し、簡易書留扱いにより事務処理センターに郵送してください。

- ① 使用済みのクーポン券（裏面に住所・事業所名を記載し、地域応援券・市内共通券ごとの枚数を確認）
- ② 売上集計票

※使用済みのクーポン券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。

※クーポン券は、地域応援券・市内共通券の種類ごとに集計してください。

※クーポン券提出用の専用封筒で郵送（簡易書留）する場合には、郵送料はかかりません。

※事故防止のため、クーポン券提出用専用封筒を使用し、必ず郵便局の窓口から簡易書留扱いで郵送をお願いします（普通郵便で郵送された場合、紛失・事故等に関しては責任を負いかねますので、ご注意ください）。

(3) 注意事項

- ① 使用済クーポン券の裏面の取扱店欄に住所・事業所名を必ず記載（手書き又はゴム印）してください。記載がない場合には、換金申請に応じられません。
- ② 各締日から5営業日程度で指定口座に入金いたします。
- ③ 換金手数料はかかりません。
- ④ 「口座確認書」へ記載の指定口座へお振込みいたします。

※振込口座は、取扱店登録証と同一の名義としてください。取扱店登録証と異なる場合は、換金することができない場合がありますので、ご注意ください。

(4) 換金申請するクーポン券の上限について

1 回に換金申請できるクーポン券の枚数に上限はありません。

なお、換金方法は郵送または持参となりますが、郵送に際して、枚数が多く、封筒に入らないなどの場合には、訪問による回収も行いますので事務処理センターまでご連絡ください。

(5) 換金申請回数

換金申請は、換金申請期間中、「換金申請手続のスケジュール」に掲載した 10 回の締日（精算日）のうち、8 回まで申請が可能です。

※ 換金申請の期間中、8 回までの範囲内で、取扱店の皆様の状況に応じて申請していただいても構いません。

【換金申請手続のスケジュール】（締日、提出期限、振込日の予定）

※原則、隔週火曜日（事務処理センター必着）

締日	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
	8/22(火)	9/5(火)	9/19(火)	10/3(火)
窓口提出期限	8/22(火)	9/5(火)	9/19(火)	10/3(火)
振込日	8/29(火)	9/12(火)	9/26(火)	10/11(水)

締日	5 回目	6 回目	7 回目	8 回目
	10/17(火)	10/31(火)	11/14(火)	11/28(火)
窓口提出期限	10/17(火)	10/31(火)	11/14(火)	11/28(火)
振込日	10/24(火)	11/8(水)	11/21(火)	12/5(火)

締日	9 回目	10 回目
	12/5(火)	12/19(火)
窓口提出期限	12/5(火)	12/19(火)
振込日	12/12(火)	12/26(火)

10 その他留意事項

- (1) 「取扱店募集要項」に記載されていない事項などは、事務処理センターに問合せください。
- また、取扱店情報（店舗名称、所在地）は、市ホームページ及び子育て世帯応援クーポン券事業専用ホームページ（<https://otaru-kosodate.com>）などでお知らせします。
- (2) 取扱店を対象とした説明会を必要に応じて開催することとしていますが、詳細は、取扱店の登録完了後、別途ご案内いたします。

お問合せ先

（土・日曜日、祝日を除く）

おたる商品券・クーポン券事務処理センター

（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）

小樽市稲穂2丁目2番1号小樽経済センタービルB1F

TEL 0134-24-1589 FAX 0134-24-1553

URL <https://otaru-kosodate.com>